

安中市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要

◆ 改定の目的

- ・安中市新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)第8条の規定に基づき平成26年に策定。新型コロナウイルス感染症への対応で得られた知見や実際の危機対応の中で浮彫になった課題を踏まえて改定するもの。
- ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画(令和6年7月改定)及び群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画(令和7年3月改定)の改定を踏まえ、全面的な改定を行う。
- ・感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す。

◆ 対象

特措法の対象となっている感染症。

①新型インフルエンザ等感染症

②指定感染症

(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

③新感染症

(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

◆ 計画期間

- ・おおむね6年ごとを目安に改定について必要な検討を行う。その他、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合に、対応経験を基に必要な見直しを行う。

◆ 基本的な戦略

- ①感染症を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ②市民生活及び市内経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

◆各対策項目 発生段階を3段階に区分

○準備期:感染症発生前の段階

○初動期:政府により基本的対処方針が定められ、実行されるまでの間

○対応期:基本的対処方針が実行されてから以降の段階

	実施体制 (p.22～30)	情報収集・分析 (p.31～33)	情報提供・共有、 リスクコミュニケーション (p.34～40)	まん延防止 (p.41～44)	ワクチン (p.45～51)	保健 (p.52～53)	物資 (p.54～55)	市民生活及び 市内経済の安定の確保 (p.56～61)
準備期	・市行動計画等の作成や体制整備 ・国、県、市等の連携強化 ・各部局の役割分担における対応	・情報収集における体制整備 ・情報漏えいへの対策	・感染症に関する情報提供・共有 ・偏見・差別、偽・誤情報に関する啓発 ・迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備 ・双方向のコミュニケーションの体制整備	・発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等	・ワクチンの接種に必要な資材の把握 ・ワクチンの供給体制の構築 ・接種体制の構築 ・予防接種やワクチンに関する情報提供・共有	・人材派遣協力に関する体制の検討 ・多様な主体との連携体制の構築	・感染症対策物資の備蓄・定期的な確認	・支援の実施に係る仕組みの整備 ・生活支援を要する者への支援等の準備 ・火葬体制の整備
初動期	・市対策本部の設置の検討 ・迅速な対策に必要な予算の確保	・リスク評価に基づく感染症対策の判断・実施 ・市民等へ迅速な情報提供	・迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・双方向のコミュニケーションの実施 ・偏見・差別、偽・誤情報への対応	・まん延防止対策の準備	・ワクチンの接種に必要な資材の確保 ・接種体制の構築・準備	・人材派遣協力に関する準備 ・外出自粛要請、健康観察、生活支援への協力に関する準備	・感染症対策物資等の備蓄状況の確認・使用準備	・生活関連物資等の安定供給に関する呼び掛け ・遺体の火葬・安置
対応期	・市対策本部の設置 ・財源の確保 ・総合調整 ・職員の派遣、応援要請	・情報収集・分析手法の検討・実施 ・リスク評価に基づく感染症対策の判断・実施 ・市民等へ迅速な情報提供	・迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・双方向のコミュニケーションの実施 ・偏見・差別、偽・誤情報への対応	・市民に対する感染対策の勧奨 ・事業者や学校に対する対策の要請 ・感染状況等に応じた対策の検討	・ワクチン等必要な資材の供給 ・接種体制に基づく接種 ・健康被害救済等 ・予防接種やワクチンに関する情報提供・共有	・人材派遣協力 ・外出自粛要請、健康観察、生活支援への協力	・感染症対策物資の使用及び必要量の安定的確保 ・備蓄物資等の供給に関する相互協力	・生活関連物資等の安定供給に関する呼び掛け ・心身への影響に関する施策 ・生活支援を要する者への支援 ・犯罪予防啓発 ・生活関連物資等の価格の安定